税

令和７年度 市・府民税の改正

問合せ先　課税課
☎072－433－7250

●住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の拡充

子育て世帯・若者夫婦世帯が、令和６年中に入居した場合、令和４・５年入居した際の住宅ローン控除の限度額が維持されます。

対象

・40歳未満で配偶者がいる方
・40歳以上で40歳未満の配偶者がいる方
・19歳未満の扶養親族がいる方

●令和７年度市民税・府民税の定額減税

納税義務者本人の合計所得金額が１８０５万円以下で、令和６年12月31日現在、控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者（※）がいる方に対して、１万円の定額減税を実施します。

※納税義務者本人の合計所得金額が１０００万円超で、かつ配偶者（国外居住者を除く）の合計所得金額が48万円以下の方。

償却資産の申告

事業用償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の所有資産を申告してください。

期限　1月31日（金）
申告・問合せ先　課税課☎０７２・４３３・７２５３

固定資産税・都市計画税第４期分納期限　１月31日（金）

納付は、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアのほかスマホアプリ決済なども利用できます。

便利で確実な口座振替も随時受付しています。

問合せ先　納税課☎０７２・４３３・７２６１

岸和田税務署からのお知らせ

確定申告は、自宅からマイナンバーカードでe-Tax！

入力方法を動画で紹介していますので、ぜひご覧ください。

ホームページ

問合せ先　岸和田税務署☎０７２・４３８・１３４１

消防

問合せ先　消防本部☎０７２・４２２・０１１９

住宅用火災警報器そろそろ交換時期ではありませんか？

火災の発生を知らせる住宅用火災警報器は、平成23年6月からは全ての住宅への設置が義務化され、13年が過ぎました。

住宅用火災警報器は、10年を超えると電池切れや内部の部品が劣化して、正常に動かなくなるおそれがあります。

定期的にボタンを押すか、点検ひもを引き作動確認してください。作動確認しても音が鳴らない場合は、本体の交換をしましょう。

ストーブなどの火災に注意！

寒い季節を迎え、ストーブなどを取扱う際には、次の事に注意してください。

・燃えやすいものが近くにないか、使用する前に周りを整理整頓する。
・ストーブを動かす時や給油する時、寝る前には必ず火を消す。
・給油カートリッジの蓋は確実に閉まっているか確認する。
・スプレー缶などは、ストーブや近くに置かない。
・消毒用アルコールは、引火しやすいため、ストーブの近くで使用しない。
・ストーブの上や近くでは、洗濯物を干さない。

ご理解とご協力をお願いしています。

消防署・消防団合同消防訓練を実施

消防本部では、急な災害に対応できるように日頃から訓練を行っています。

11月17日には二色の浜公園管理事務所協力のもと、二色の浜公園海浜緑地にて消防署・消防団の消防ポンプ自動車11台による放水訓練を行いました。

警察

事件事故などの困った時に「１１０番」！

毎年1月10日を「１１０番の日」と定め、みなさんに１１０番通報への一層のご理解とご協力をお願いしています。

１１０番通報は警察への緊急通報用の電話です。

毎年、事件事故ではなく、緊急を要しない、いたずら電話などの通報も見受けられます。

このようないたずら電話などにより、人命に関わるような事案や、被害者の生命に危険を及ぼしかねない事件の１１０番通報が繋がりにくくなってしまいます。

それだけでなく、凶悪事件の犯人を取り逃したり、被害者を増やす危険性もあります。

虚偽やいたずらでの１１０番は犯罪です。

真に必要な場合の１１０番通報をお願いします。

緊急時は、１１０番！
相談は、＃９１１０番！

問合せ先　貝塚警察署☎０７２・４３１・１２３４

広告

募集　～皆様のご意見を募集します～ パブリックコメント

貝塚市開発行為等の手続きに関する条例の素案

市では、開発行為などの手続きに関する透明性・実効性などを確保するために、開発行為などについての手続きを定める条例の素案を作成しました。

ご意見は、氏名などの個人情報を除きホームページなどで公表する場合があります。

視覚障害がある方で閲覧を希望する場合はお問合せください。

閲覧・意見募集期間　１月８日（水）～28日（火）
閲覧場所　まちづくり課（土・日・祝日除く午前９時～午後５時）、山手・浜手地区公民館（水曜・祝日除く午前９時～午後５時）、市ホームページ
意見提出方法　住所・氏名・電話番号・該当ページ・意見を自由様式で記入し、郵送・メール・ファックス・持参のいずれかで
締切　１月28日（火）午後５時（消印有効）
問合せ先　まちづくり課☎072－433－7211、Fax072-433-7079、メールmachi@city.kaizuka.lg.jp

ホームページ